

令和8年

〔No. 6〕 避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 延べ面積2,500m²各階の床面積500m²）、地上5階建ての展示場を物品販売業を営む店舗に用途変更する場合において、全館避難安全検証法により、全館避難安全性能を有することが確かめられたときは、既存のか所の避難階段をそれぞれ幅員135cmのまま使用することができる。

2. 主要構造部を耐火構造とした地上7階建ての事務所において、各階の居室の床面積の合計が200m²で、かつ、各階に避難上有効なバルコニーを設けたものには、避難階段の構造に適合する屋外の避難階段を1か所とすることができる。

3. 全館避難安全性能とは、建築物のいずれの火災室で火災が発生した場合においても、在館者の全てが当該建築物から地上までの避難を終了するまでの間、当該建築物の各居室及び各居室から地上に通ずる主たる廊下、階段等の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものをいう。

4. 地下街の各構えの接する地下道は、幅員5m以上、天井までの高さ3m以上で、かつ、段及び1/8を超える勾配の傾斜路を有してはならない。